

委託業務特記仕様書（令和８年７月１日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第１条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書（令和８年７月）」、「徳島県設計業務共通仕様書（令和８年７月）」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書（令和８年７月）」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- ２ ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314451/>

（成績評定の選択制（試行））

- 第２条** 当初業務委託料（税込み）が１００万円を超え５００万円未満及び、変更契約で業務委託料が１００万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- ２ 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- ３ 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が１００万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第３条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

第4条 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（業務スケジュール管理表）

第5条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

（Web会議【発注者指定型】）

第6条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【発注者指定型】）

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（オンライン電子納品）

第9条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

- 2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第10条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（本業務の特記仕様事項）

第11条 本業務における特記仕様事項は、次のとおり。

特記仕様書

目的

本業務は、伊島漁港の A-8（北防波堤）、A-9（北防波堤）、E-6（北護岸）の天端に設置された防風フェンスの機能保全計画書作成及びそれに必要な簡易点検、ならびに補修設計を実施するものである。

1. 機能保全計画

1－1. 調査準備

機能保全計画策定に必要な調査内容を把握し、調査方針及び作業スケジュールを検討する。

1－2. 簡易調査

対象施設の簡易調査（目視）を実施する。

1－3. 機能保全計画策定

（1）計画準備

機能保全計画の目的を把握し、設計図書に示す業務内容を確認後、業務の手順及び遂行に必要な計画を立案し、業務計画書を作成する。

（2）既存資料の収集整理

対象施設の既存資料（設計図書、完成図、施設台帳等）や既往機能保全計画を収集整理する。

（3）施設現況調書

施設名称、位置・概要、構造形式、施工年月、管理状況・課題をとりまとめた施設現況調書を作成する。

（4）施設機能診断結果

対象施設ごとに、簡易調査結果の整理、老朽化度の評価、機能診断結果を整理する。

（5）機能保全対策

（i）機能保全対策工法（シナリオ）の設定

機能保全対策として簡易な対策工法を検討するとともに、概算工事費を算出する。

（ii）機能保全計画書の作成

機能診断結果や機能保全対策工についてとりまとめた対象施設の機能保全計画書を作成する。

（6）照査

仕様書に基づく条件、検討項目、設計内容等の照査を業務中間段階ならびに適切な区切りにおいて適宜実施する。また、設計作業終了後、すべての内容について照査し、照査報告書にとりまとめる。

（７）報告書作成

計画の目的と特記仕様書を踏まえ、検討内容を取りまとめた報告書を作成する。

２．漁港施設設計

２－１．防風フェンス補修設計

（１）設計計画

防風フェンス補修設計の目的を把握し、設計図書に示す業務内容を確認後、業務の手順及び遂行に必要な計画を立案し、業務計画書を作成する。

（２）資料収集整理

対象施設の既存資料（設計図書、完成図、施設台帳等）を収集整理する。

（３）利用・自然条件設定

設計にあたっての利用条件、自然条件などの設計条件を整理・設定する。

（４）細部計算

防風フェンスの応力度照査とアンカーボルトの設計計算を行い、とりまとめる。

（５）施工性の検討

防風フェンス設置工事にあたっての現地状況を反映した施工計画を作成する。

（６）図面作成

設計検討書より工事発注に必要な図面を作成する。

（７）数量計算

設計図面より工事発注に必要な数量計算書を作成する。

（８）照査

仕様書に基づく条件、検討項目、設計内容等の照査を業務中間段階ならびに適切な区切りにおいて適宜実施する。また、設計作業終了後、すべての内容について照査し、照査報告書に取りまとめる。

（９）報告書作成

設計の目的と特記仕様書を踏まえ、検討内容を取りまとめた報告書を作成する。